

2026 年 7 月 10 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社光通信

この書類は、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 株式交換契約の内容

当社及び株式会社エフティグループが 2026 年 3 月 31 日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）の内容は、別添 1 の通りです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別添 2 の通りです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 株式会社エフティグループの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である株式会社エフティグループの最終事業年度（2025 年 3 月期事業年度）に係る計算書類等は、別添 3 の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式会社エフティグループ

株式会社エフティグループは、本株式交換契約に基づく株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が株式会社エフティグループの発行済株式（ただし、当社が保有する株式会社エフティグループの普通株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において株式会社エフティグループが保有する自己株式（株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 当社

自己株式の取得

当社は、2026 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項につい

て以下のとおり決議いたしました。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 35 万株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.79%）
- ・株式の取得価額の総額 100 億円（上限）
- ・株式の取得期間 2026 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで
- ・取得の方法 東京証券取引所における市場買付

無担保普通社債の発行

当社は、2026 年 4 月 24 日に以下のとおり発行条件を決定し社債を発行いたしました。

ア 第 56 回無担保社債

社債の銘柄	株式会社光通信第 56 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
発行総額	金 100 億円
各社債の金額	金 100 万円
利率	年 2.823%
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
償還金額	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2026 年 5 月 1 日
償還期限	2031 年 5 月 1 日（5 年債）
利払日	毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日の 2 回
資金使途	社債償還資金
主幹事証券会社	野村證券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 SMB C 日興証券株式会社
社債管理者	株式会社みずほ銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
取得格付	A+（株式会社日本格付研究所） A（株式会社格付投資情報センター）

イ 第 57 回無担保社債

社債の銘柄	株式会社光通信第 57 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
発行総額	金 100 億円
各社債の金額	金 100 万円
利率	年 3.510%
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
償還金額	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2026 年 5 月 1 日

償還期限	2033 年 4 月 28 日（7 年償）
利払日	毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日の 2 回
資金使途	社債償還資金
主幹事証券会社	野村證券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社
社債管理者	株式会社みずほ銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
取得格付	A+（株式会社日本格付研究所） A（株式会社格付投資情報センター）

5. 債務の履行の見込に関する事項

該当事項はございません。

以 上

別添 1 株式交換契約の内容

当社及び株式会社エフティグループが 2026 年 3 月 31 日に締結した株式交換契約の内容は、次の通りです。

株式交換契約書

株式会社光通信（以下「甲」という。）と株式会社エフティグループ（以下「乙」という。）は、2026 年 3 月 31 日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：株式会社光通信
住所：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

乙 商号：株式会社エフティグループ
住所：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 6 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対して、その保有する乙の株式の合計数に 0.03 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 前項に従い、甲が割当交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 8 月 1 日とする。ただし、株式交換手続の進行状況に応じて必要があるとき、甲乙は、協議の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認

を受けない。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会を開催し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

第 7 条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまで、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を自ら行い又はその子会社をして行わせる場合は、事前に相手方と協議し、書面合意の上で行うものとする。

第 8 条（自己株式及び新株予約権の消却）

1. 乙は、本株式交換が乙の株主総会において承認される場合、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）のすべてを、基準時において消却するものとする。
2. 乙は、本株式交換が乙の株主総会において承認される場合、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、自らが発行するすべての新株予約権を取得したうえで、基準時までに、これを消却するものとする。

第 9 条（公表）

甲及び乙は、本契約に関して、内容、時期及び方法について甲乙協議の上事前に合意した場合を除き、プレスリリースその他の公表を行ってはならない。ただし、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定又は司法・行政機関の判断等により必要とされる場合において、あらかじめ相手方に書面で通知した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでないが、その場合であっても、可能な限り、甲乙間で公表の内容、時期及び方法について事前に協議するよう努めるものとする。

第 10 条（本契約の解除等）

1. 甲及び乙は、次のいずれかの場合には、効力発生日前に限り、相手方に対して通知することにより本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方に本契約上の義務について重大な不履行又は違反があった場合
 - (2) 自らの責めに帰すべからざる事由により、効力発生日までに、本株式交換の実行が不能となった場合
 - (3) 相手方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立てがされた場合
2. 本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲

乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかったとき又は前条に基づいて本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 13 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 14 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 15 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 3 月 31 日

(甲) 住 所 東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
会社名 株式会社光通信
代表者 代表取締役社長 和田 英明 ⑩

(乙) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 6 号
会社名 株式会社エフティグループ
代表者 代表取締役社長 小林 亮二 ⑩

以 上

別添 2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

株式会社光通信（以下「当社」といいます。）と株式会社エフティグループ（以下「エフティグループ」といいます。）とは、2026 年 3 月 31 日付で、それぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社、エフティグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての相当性に関し、次の通り判断しております。

1. 対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容等

	当社 (株式交換完全親会社)	エフティグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式交換比率	1	0.03
本株式交換により 交付する当社株式数	当社普通株式 360,692 株（予定）	

(注1) 株式交換比率

エフティグループの株式（以下「エフティグループ株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.03 株を割当て交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有するエフティグループ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がエフティグループの発行済株式（ただし、当社が保有するエフティグループ株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるエフティグループの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するエフティグループ株式に代えて、その保有するエフティグループ株式の数の合計に 0.03 を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

なお、当社が交付する株式は、当社が保有する自己株式（2025 年 12 月 31 日現在 82,451 株）を充当する予定ですが、不足する場合には、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、エフティグループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するエフティグループの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってエフティグループが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるエフティグループの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の売渡請求（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなるエフティグループの株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換における交換比率の決定にあつては、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及びエフティグループから独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト会計社」といいます。）に、両社の株式価値及び株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、青山トラスト会計社による算定結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、エフティグループの少数株主への配慮も踏まえ、エフティグループとの間で慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、本株式交換比率は妥当でありそれぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日付の両社の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換を実施することを合意しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及びエフティグループとの関係

青山トラスト会計社は、当社及びエフティグループから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

青山トラスト会計社は、当社株式については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、青山トラスト会計社が DCF 法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの当社の事業計画に基づく財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電気・ガス事業・保険事業の成長に伴うストック利益の増加及び顧客の増加による契約コストの償却費の増加を主な要因として、対前年度比較において 2029 年 3 月期は前年度から 65.3%の増加となることを見込んでおります。

エフティグループ株式については、エフティグループ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、青山トラスト会計社が DCF 法によるエフティグループ株式の株式価値の算定の基礎とした 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までのエフティグループの事業計画に基づく財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

なお、両社の株式価値及び当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のエフティグループ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		1 株当たり価値		株式交換比率 のレンジ
当社	エフティグループ	当社	エフティグループ	
市場株価法	市場株価法	40,030 円～43,096 円	1,257 円～1,272 円	0.02917～0.03178
DCF 法	DCF 法	60,130 円～75,514 円	2,066 円～2,205 円	0.02735～0.03668

青山トラスト会計社は、株式価値の算定に際して、公開情報及び青山トラスト会計社に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びエフティグループ並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びエフティグループから提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。エフティグループの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、エフティグループの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。青山トラスト会計社の株式交換比率の算定は、2026 年 3 月 30 日までに青山トラスト会計社が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、青山トラスト会計社の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

2. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記は、機動的な資本政策を実現すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断しております。

3. 対価として当社株式を選択した理由

当社及びエフティグループは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。この件につきましては、以下の理由により本株式交換に係る対価として適切であると判断しております。

- ① 当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており、換価が容易であること。
- ② 本株式交換により完全子会社となるエフティグループの株主は、対価として当社株式を受け取ることにより、本株式交換によるシナジーを享受することが可能となること。

以 上

別添 3 株式会社エフティグループの最終事業年度（2026 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

事 業 報 告

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果の下、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクの高まりに加え、物価上昇の継続などを受け、今後の景気・経済の先行きは予断できない状況にあります。

このような状況のもと当社は、強みである中小企業・個人事業主を対象とした情報通信機器、ネットワークセキュリティ商品及び環境省エネルギーサービスの更なる普及並びに、お客様から継続して利用料を頂く収益モデルであるストックサービスの維持・拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上収益が前年同期の34,625百万円から3,045百万円減少し、31,579百万円（前年同期8.8%減）となりました。

営業利益は、前年同期の9,282百万円から346百万円減少し、8,935百万円（前年同期3.7%減）となり、税引前利益は、前年同期の9,325百万円から116百万円減少し、9,209百万円（前年同期1.3%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同期の6,613百万円から152百万円減少し、6,461百万円（前年同期2.3%減）となりました。

主なセグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【ネットワークインフラ事業】

ネットワークインフラ事業では、小売電力・光回線等のお客様のインフラや節水装置等のストックサービスの企画・開発・販売・運営を行っております。

回線サービスにおいては、光回線自社ブランド「ひかり速トク」等が堅調に推移しました。一方、小売電力サービスにおいては、電力原価が低水準で推移したものの、販売単価の下落傾向が継続いたしました。

また、当社の連結子会社であるエコテクソリューション株式会社が営む節水装置「JET」事業については、2026年3月1日付で会社分割により事業を譲渡しており、当連結会計年度のセグメント利益には、会社分割前日までの事業損益及び当該会社分割に係る事業譲渡益が含まれております。

以上により、売上収益は前年同期の19,638百万円から3,416百万円減少し、16,222百万円となった一方で、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の4,581百万円から1,150百万円増加し、5,732百万円となりました。

【法人ソリューション事業】

法人ソリューション事業では、中小企業及び個人事業主向けにUTM（統合脅威管理：Unified Threat Management）・ファイルサーバー・セキュリティ商品・環境関連商品・情報通信機器等の販売・施工・保守サービスを行っております。

法人向け光回線サービスの「FT光」や会員制サポートサービスの「Fプレミアム」、法人向けDX（デジタルトランスフォーメーション）化支援サービス等のストックサービスの拡充に注力いたしました。

以上により、売上収益は前年同期の15,893百万円から40百万円減少し、15,852百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の4,772百万円から1,506百万円減少し、3,265百万円となりました。なお、前年のセグメント利益には、株式会社ジャパンTSSの支配喪失による利得が含まれております。

【その他事業】

ネットワークインフラ事業と法人ソリューション事業以外をその他事業として集約しております。

売上収益は1百万円となり、前年同期と概ね同水準で推移いたしました。セグメント利益（営業利益）は、前年同期と同様に0百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は60百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社の連結子会社であるエコテクソリューション株式会社は、同社が営む節水事業、空調設備事業及び電気工事事業（以下、「節水事業等」という。）について、株式会社エコテクソリューションを承継会社とする吸収分割の方法により、2026年3月に節水事業等を譲渡いたしました。なお、本吸収分割に際し、同社は承継会社より対価として金銭の交付を受けております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、株式会社エフティオペレーションS & Sの議決権付株式のすべてを2025年4月に譲渡したことにより、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 38 期 2022年度	第 39 期 2023年度	第 40 期 2024年度	第 41 期 (当連結 会計年度) 2025年度
売 上 収 益 (百万円)	40,698	36,480	34,625	31,579
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (百万円)	3,625	5,284	6,613	6,461
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	117.97	174.04	220.40	217.35
資 産 合 計 (百万円)	32,734	33,082	40,592	45,345
資 本 合 計 (百万円)	20,543	23,677	29,842	35,287

- (注) 1. 「基本的1株当たり当期利益」は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。
2. 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社の株式を間接保有分も含め21,576千株（議決権比率72.6%）保有しております。また、当社は親会社から取締役の派遣を受けております。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。

当社は、2026年3月31日付で、親会社との間で、親会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しております。本株式交換は、親会社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、当社においては2026年6月23日開催予定の定時株主総会における本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年8月1日を効力発生日として行う予定です。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 F T コミュニケーションズ	10百万円	100.0%	法人ソリューション事業
株 式 会 社 ア イ エ フ ネ ッ ト	100百万円	100.0%	光コラボレーションサービスの提供及び I S P 事業
株 式 会 社 エ フ エ ネ	30百万円	100.0%	電力サービス事業

(注) 1. 上記3社は、会社の資本金、売上高及び総資産、当社の議決権比率を参考に選択しました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含め8社であります。当連結会計年度の連結売上収益は31,579百万円（前年同期比8.8%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は6,461百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

④ その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① ストック収益の積み上げ

当社グループは、「ストック収益の拡大」を方針として、毎月着実に収益が見込めるストック型自社サービスの企画・開発・販売を行ってまいりました。小売電力サービス「エフエネでんき」「F Tでんき」、光回線サービス「ひかり速トク」「F T光」、ビジネスホン等の定額保守サービスに続く、市場ニーズにあった新たなサービスの企画・開発が必要と考えております。今後も継続的な取引を見据え、顧客満足度向上に向けたサポート体制の強化を図ってまいります。

② 小売電力事業の事業基盤の安定化

当社グループのストック収益の中でも大きな比重を占めている小売電力サービスにおいて、電力卸売市場での価格変動が当社グループの収益に大きな影響を与えるため、事業基盤の安定のため、継続的な資金調達と電力調達先の分散等による原価低減策の推進を図ってまいります。

③ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が必要であります。LED照明、空調機器、太陽光発電設備等の消費電力低減サービスに続く新たなサービスを企画すると共に、小売電力サービスにおけるセットプラン、今後さらなる拡大が予想されるIoT市場に適合する新たなクラウド型サービスの開発と推進に注力してまいります。

④ マーケットシェアの拡大

情報通信サービス・環境サービスにおいては、顧客のニーズは底堅いものがあるものの、同業他社との競合は激しさを増しております。その中でマーケットシェアを拡大するためには、当社の独自性を発揮し、他社との優位性を確保することが必要であります。顧客の業態やニーズに即した商品群の提案を通じて顧客満足度の更なる向上を図ると共に、パートナー企業の開拓をより一層強化し、既存事業とのシナジーが図れる企業を対象とした業務提携及び資本提携、M&A等によりマーケットシェアを拡大してまいります。

⑤ 人員の確保及び教育

ストック収益の積み上げ、マーケットシェアの拡大を行うためには、引き続き優秀な人員の確保と教育は必要不可欠な要素となっており、重要な課題であると考えております。人員の確保については新卒者の定期採用を継続すると共に、経験者をターゲットとする中途採用を拡充してまいります。社員教育については、オンラインによる研修等を進め、社員の階層に合わせた研修プログラムの構築を行うことにより教育強化に取り組んでまいります。さらに、従業員のテレワーク等の働き方改革を継続して進めると共に、ストック収益の拡大方針に合わせた人事制度の構築を行い、管理体制の充実と生産性の向上並びにコンプライアンス啓蒙を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業の種類別セグメントの名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ネットワークインフラ事業	小売電力サービス	電力小売「エフエネでんき」「F Tでんき」	(株)エフエネ
	回線サービス	光回線「ひかり速トク」	(株)アイエフネット
	その他	ウォーターサーバーの販売	(株)ウォーターセレクト
法人ソリューション事業	情報通信サービス	ビジネスホン、OA機器、ファイルサーバー、UTM等の販売施工保守	当 社 (株)F Tコミュニケーションズ (株)サポータス・システム・ソリューションズ
	環境サービス	LED照明、空調設備等の販売施工保守	当 社 (株)F Tコミュニケーションズ
その他事業	蓄電池サービス その他の販売	太陽光発電設備・蓄電池等の販売施工の取次	(株)F R O N T I E R

(6) 主要な事業所

① 当 社

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

② 主要な販売拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市

③ その他の拠点

名 称	所 在 地
カ ス タ マ サ ポ ー ト 課	茨 城 県 つ く ば 市

④ 主要な子会社等

名 称	所 在 地
株 式 会 社 F T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 サ ポ ー タ ス ・ シ ス テ ム ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 ア イ エ フ ネ ッ ト	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 F R O N T I E R	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 エ フ エ ネ	東 京 都 中 央 区

(7) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
法 人 ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	23 (一)	— (一)
ネ ッ ト ワ ー ク イ ン フ ラ 事 業	— (一)	△56 (△2)
そ の 他 事 業	— (一)	— (一)
全 社 (共 通)	34 (4)	△6 (△1)
合 計	57 (4)	△62 (△3)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()内は臨時従業員の年間平均雇用人員(平均8時間)であります。
3. 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
5. 従業員数の減少は、主として株式会社エフティオペレーションS&Sの連結除外によるものであります。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 千 葉 銀 行	945百万円
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	568百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 46,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,729,075株（自己株式613,193株を除く。）
- (3) 株主数 6,243名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 光 通 信	17,706,100株	59.56%
株 式 会 社 H C M A ア ル フ ァ	3,870,200株	13.02%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	566,900株	1.91%
村 田 機 械 株 式 会 社	496,200株	1.67%
根 岸 欣 司	407,700株	1.37%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	360,300株	1.21%
平 崎 敏 之	338,200株	1.14%
山 本 博 之	181,900株	0.61%
N T T ・ T C リ ー ス 株 式 会 社	156,000株	0.52%
エ フ テ ィ グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	129,500株	0.44%

(注) 当社は自己株式を613,193株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

- ① 当社役員に付与された新株予約権の概要
該当事項はありません。
- ② 当社役員が保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

当社は、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために、役職員に対してより一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行しております。

決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	権利行使時の1株当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第12回新株予約権 2020年8月7日 臨時取締役会決議	1,800個	普通株式 180,000株	1円	1,245円	2021年7月1日から 2028年12月31日まで

(注) 第12回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができるものとする。
 - (a) 9,000百万円を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%まで
 - (b) 10,000百万円を超過した場合、全ての本新株予約権なお、上記の営業利益の判定においては、有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた数とし、下記においても同様とする。
- ②新株予約権者は、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記の各条件の達成時期に応じた次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合に対応した個数を上限として行使することができるものとする。
 - (a) 上記①の各営業利益額を達成した期に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる本新株予約権の総数の3分の1
 - (b) 上記(a)の期間を経過した後1年間
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる本新株予約権の総数の3分の2
 - (c) 上記(b)の期間を経過した後、行使期間の満了まで
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる全ての本新株予約権
- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役の状態

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小 林 亮 二	株式会社E P A R K 監査役 株式会社H C M A アルファ 監査役 株式会社アイフレッジ 監査役 株式会社光通信予算管理部長
取 締 役	鮑 俊	株式会社H C M A アルファ 取締役 株式会社H - P o w e r ホールディングス代表取締役 株式会社光通信ファイナンス部統轄部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 嶋 敏 也	株式会社I V C o n s u l t i n g 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 形 聰	株式会社G A L A P アソシエイト代表取締役 G A L A P 税理士法人代表社員 G A L A P 行政書士事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 幸 一 郎	C l o u d N i n e 株式会社代表取締役 N U W O R K S 株式会社監査役 自然の森製薬株式会社取締役 東栄技工株式会社取締役 株式会社エフティコミュニケーションズ取締役 株式会社ユニメイト取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小形聰氏及び取締役(監査等委員)山下幸一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)小形聰氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)小形聰氏及び取締役(監査等委員)山下幸一郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、監査等委員会との十分な連携と内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
安 藤 暢 彦	2025年5月13日	代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要としては、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは取締役（業務執行取締役等を除く）がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社に属する取締役（監査等委員である取締役を含む）及び監査役、管理職従業員、役員と共同被告になった場合又は不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員

② 填補対象となる保険事故の概要

会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等を填補の対象としております。

③ 被保険者の実質的保険料の負担割合

当社が全額負担

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （一名）	10百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	15百万円 （9百万円）
合 計	6名	25百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 2026年3月末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）2名（うち、無報酬0名）、取締役（監査等委員）3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に関しては、各取締役の職責に応じた適正な水準とする基本方針を取締役会にて決定しております。また、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために「ストックオプション制度」を導入しております。

各取締役の職責に応じた定額報酬及び賞与の支給額については、各取締役の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ取締役会で決定しております。取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役が原案についての決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額600百万円の枠内で支給するものとしております。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、当社グループ全体の監査の職責を負うことから、役位に応じて予め定められた定額報酬及び賞与で構成されております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額600百万円の枠内で監査等委員の協議により決定しております。

(6) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役（監査等委員）小形聰氏は、株式会社GALAPアソシエイト代表取締役、GALAP税理士法人代表社員及びGALAP行政書士事務所代表を兼務しております。なお、当社と株式会社GALAPアソシエイト、GALAP税理士法人及びGALAP行政書士事務所との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）山下幸一郎氏は、CloudNine株式会社代表取締役、自然の森製薬株式会社取締役、東栄技工株式会社取締役、株式会社エフティコミュニケーションズ取締役及び株式会社ユニメイト取締役を兼務しております。なお、当社とCloudNine株式会社、自然の森製薬株式会社、東栄技工株式会社及び株式会社ユニメイトの間には特別な関係はありません。また、当社と株式会社エフティコミュニケーションズとの間に、商材の購入等に関する取引関係があります。

- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）山下幸一郎氏は、NUWORKS株式会社監査役を兼務しております。なお、当社とNUWORKS株式会社との間には特別な関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	小 形 聰	当事業年度の取締役会には、21回中20回出席し、また、監査等委員会には、13回中13回出席しました。主に税理士としての専門的見地から助言・提言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	山 下 幸一郎	当事業年度の取締役会には、21回中20回出席し、また、監査等委員会には、13回中13回出席しました。主に会社経営者としての経験と見地から助言・提言を適宜行っております。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要

当社の対処すべき課題等に対して、高い独立性と専門的な知見、また他社での社外役員の経験に基づき、リスクの指摘や改善策の提案等を行い、客観的かつ適切な監視、監督を実施しています。会計監査人である三優監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委員会へ出席しております。内部監査部門との関係では、共有すべき事項について相互に連携・把握できるよう連携しております。

⑥ 当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に定める「業務の適正を確保するための体制」について下記のとおり定め、その構築に向け取り組んでおります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項

を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。当社は、監査等委員会設置会社であり、各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を中心とした子会社を含めた全社的な当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役提供しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業倫理憲章」及び「エフティグループ役職員行動規範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程厳守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査部」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

また、各子会社の取締役は、「グループ経営会議」を通じて当社取締役に定期的に報告する体制を整えるとともに、子会社の取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各子会社取締役に提供されております。業務管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に各子会社取締役に提供しております。

加えて、「企業倫理ヘルプライン」については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、子会社も含めた当社グループ全体におけるコンプライアンスの実効性を確保することとしています。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、内部監査部門である監査部が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの

監査を実施しております。

- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があった場合には、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下、「監査等補助人」という。）を配置します。

監査等補助人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査等補助人の任命・解任、人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定めております。監査等委員会は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めています。監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。

また、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについて審議するコンプライアンス委員会には、当社の監査等委員長である取締役が出席することとし、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについては、速やかに監査等委員会に報告する体制をとっています。

⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査部及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとします。

監査等委員会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は支払うものとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を四半期に1回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、当社グループのコンプライアンス体制の見直しを図りました。また、リスク管理規程に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

当社の取締役会は、非業務執行取締役1名を含む取締役2名で構成し、監査等委員である取締役3名も出席した上で定時取締役会は毎月1回、その他適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しました。

当社は常勤役員等で構成する経営戦略会議を設置し、原則として毎月開催しております。取締役会へ付議する事項を含む経営上の重要事項について、その内容や目的・効果など多角的な視点から審議し、代表取締役に対して諮問を行うことにより、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。また、各子会社からの業務執行状況の報告等を通じて、子会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成することを目的として「グループ経営会議」を設置し、適宜開催しております。

内部監査部門である監査部は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員である取締役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。剰余金の配当につきましては、業績の状況、内部留保及び将来の事業展開等を総合的に勘案し決定することとしております。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款で定めております。

当期の期末配当金につきましては、当連結会計年度の業績等を踏まえ、1株当たり35円の配当を実施することとしました。この結果、当期の年間配当金は、既の実施しております中間配当金1株当たり20円を含めまして、55円となりました。

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流 動 資 産	26,875	流 動 負 債	6,669
現 金 及 び 現 金 同 等 物	18,057	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	3,585
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	6,038	有 利 子 負 債	1,366
棚 卸 資 産	157	未 払 法 人 所 得 税 債	1,443
そ の 他 の 金 融 資 産	2,512	そ の 他 の 金 融 負 債	4
そ の 他 の 流 動 資 産	109	そ の 他 の 流 動 負 債	269
非 流 動 資 産	18,470	非 流 動 負 債	3,389
有 形 固 定 資 産	18	有 利 子 負 債	1,377
使 用 権 資 産	204	そ の 他 の 金 融 負 債	277
の れ	87	そ の 他 の 非 流 動 負 債	480
無 形 資 産	420	繰 延 税 金 負 債	1,253
そ の 他 の 金 融 資 産	17,356	負 債 合 計	10,058
繰 延 税 金 資 産	54	(資本)	
契 約 コ ス ト	284	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分	
そ の 他 の 非 流 動 資 産	43	資 本	1,344
		資 本 剰 余 金	1,237
		利 益 剰 余 金	33,430
		自 己 株 式	△725
		資 本 合 計	35,287
資 産 合 計	45,345	負 債 及 び 資 本 合 計	45,345

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		31,579
売上原価		18,364
売上総利益		13,215
その他の収益	1,734	
販売費及び一般管理費用	5,987	
その他の費用	26	4,279
営業利益		8,935
金融収益		310
金融費用		37
税引前利益		9,209
法人所得税費用		2,747
当期利益		6,461
当期利益の帰属親会社所有者		6,461

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結持分変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計
2025年4月1日残高	1,344	1,234	27,988	△725	—	29,842
当期包括利益						
当期利益			6,461			6,461
その他の包括利益					615	615
当期包括利益合計	—	—	6,461	—	615	7,077
所有者との取引額等						
剰余金の配当			△1,635			△1,635
自己株式の取得				△0		△0
株式報酬取引		2				2
利益剰余金への振替			615		△615	—
所有者との取引額合計	—	2	△1,019	△0	△615	△1,632
2026年3月31日残高	1,344	1,237	33,430	△725	—	35,287

	資本合計
2025年4月1日残高	29,842
当期包括利益	
当期利益	6,461
その他の包括利益	615
当期包括利益合計	7,077
所有者との取引額等	
剰余金の配当	△1,635
自己株式の取得	△0
株式報酬取引	2
利益剰余金への振替	—
所有者との取引額合計	△1,632
2026年3月31日残高	35,287

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8 社

<連結子会社の名称>

株式会社F Tコミュニケーションズ	株式会社アイエフネット
株式会社エフエネ	株式会社サンデックス
エコテクスソリューション株式会社	株式会社ウォーターセレクト
株式会社F R O N T I E R	株式会社サポータス・システム・ソリューションズ

- ・株式譲渡による減少：株式会社エフティオペレーションS & S
- ・吸収合併による減少：株式会社N E X T、株式会社アントレプレナー

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1 社

主要な持分法適用会社の名称
T B S S マネジメント株式会社

(4) 会計方針に関する事項

① 金融商品の評価基準及び評価方法

a. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額で認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

b. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

なお、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または、失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価並びに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として月次総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物

8 ～18年

工具器具及び備品

2 ～10年

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

b. のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損については「⑤非金融資産の減損」に記載しております。

c. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

顧客関連資産 10年

ソフトウェア 5年

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

(借手側)

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。使用権資産は、資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたり規則的に、減価償却を行っています。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しています。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引においては、正味リース投資未回収額をリース債権として連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分は連結損益計算書において収益として認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

⑤ 非金融資産の減損

a. 有形固定資産及びのれん以外の無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

b. のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

⑥ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、期末日におけるキャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

⑦ 従業員給付

a. 退職後給付

当社グループは、主として従業員の退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しております。

b. その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、それらを支払う現在の法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

有給休暇については、累積型有給休暇制度に係る法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて見積られる金額を負債として認識しております。

⑧ 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別計算書類は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

⑨ 収益認識

IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益及びIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(または充足するに応じて)収益を認識する。

顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。当該資産については、顧客の見積利用期間（主に3～4年）にわたって費用を配分しております。

⑩ 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。政府補助金が収益の補償もしくは費用項目に関連する場合は、当該補助金で補償することが意図されている収益の減額もしくは関連費用を認識する期間にわたって、定期的に収益として認識しております。

(5) 重要な会計上の見積り

市場性のない有価証券の公正価値評価

当社グループは、資本性金融商品のうち市場性のない有価証券について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、連結財政状態計算書上「その他の金融資産」に含めて計上しており、2026年3月末時点残高は1,592百万円となっております。

当該有価証券の公正価値については、ブラック・ショールズ・モデル、割引将来キャッシュフローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。評価手法の選択や評価で使用するインプットの選択にあたっては、経営者による判断が含まれており、仮に異なる評価手法やインプットを適用した場合は、公正価値の測定結果が異なる可能性があります。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 追加情報

(株式交換契約の締結)

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

本株式交換の実施後、光通信及び当社は、親子上場関係の解消により当社の少数株主の皆様と光通信との間に構造的に発生する利益相反関係を完全に解消することができるため、従来であればコーポレートガバナンス上、実現にハードルがあったグループの全体最適の施策を機動的に実施することが可能となるというメリットを、光通信及び当社ともに享受することができると考えております。

具体的には、新規商材の開発等による成長投資の実施、光通信グループが有する資産、技術、人材、ノウハウなどを活かしたエフティグループの販売網の有効活用及び機動的な意思決定体制の実現、上場維持コストの削減による経営資源の有効活用など、光通信との協業によるシナジー効果を享受できると考えております。

以上の点を踏まえて、当社において慎重に検討した結果、当社は本株式交換によって当社が光通信の完全子会社になることが、当社の企業価値向上に資するものであると判断したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て、当社の取締役会において、光通信が当社を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、光通信との間で本株式交換契約を締結いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年3月31日
本株式交換契約締結日（両社）	2026年3月31日
定時株主総会基準日（当社）	2026年3月31日
本株式交換契約の承認定時株主総会（当社）	2026年6月23日
最終売買日（当社）	2026年7月29日
上場廃止日（当社）	2026年7月30日
本株式交換の実施予定日（効力発生日）（両社）	2026年8月1日

(注1) 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本株式交換の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(注2) 光通信においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手續により本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、光通信を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、光通信においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手續により、また、当社においては2026年6月23日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年8月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	光通信 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.0300
本株式交換により交付する株式数	光通信の普通株式：360,692株（予定）	

(注) 当社株式1株に対して、光通信の普通株式0.0300株を割当交付いたします。ただし、本株式交換の効力発生日の直前時において光通信が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	110百万円
その他の金融資産	634百万円

(2) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	107百万円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	

(3) 保証債務

LEDレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

株式会社エフティコミュニケーションズ	2百万円
日本通信機器株式会社	0百万円
日本メディアシステム株式会社	0百万円
株式会社東名	0百万円
その他	0百万円
合計額	4百万円

(4) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越契約に係る借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,300百万円
借入実行残高	800百万円
差引額	500百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,342,268	—	—	30,342,268
合計	30,342,268	—	—	30,342,268

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	613,023	170	—	613,193
合計	613,023	170	—	613,193

(注) 自己株式の増加は、買取請求に応じた単元未満株式の取得によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	1,040	35	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	594	20	2025年9月30日	2025年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月11日 取締役会	普通株式	繰越利益剰 余金	1,040	35	2026年3月31日	2026年6月24日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

決議日	新株予約権の数	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第12回新株予約権 2020年8月7日 臨時取締役会決議	1,800個	普通株式	180,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 財務リスクの基本方針

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスク及び流動リスク）に晒されております。そのため、社内管理規定等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループでは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社は、経理規定に従い、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産について、各事業部門及び財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、財務経理部が同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

連結会計年度の末日現在における最大信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

当社グループでは、営業債権及びその他の債権とその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権及びその他の債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集散的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合には、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収や、再三の催促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

b. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

c. 市場リスクの管理

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには金利リスク、価格変動リスクがあります。

デリバティブ取引については、経理規定に基づき、財務経理部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照会等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

・金利リスク

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の調達において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。当該金利変動リスクを低減するため、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、必要に応じて金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

・株価変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融資産（株式）の価格変動リスクに晒されております。これらの資本性金融商品については、定期的に市場価格や発行体の財政状態を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融資産はなく、これらの投資を活発に売買することはしておりません。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値と合理的に近似となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は以下に含めておりません。

	当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融負債		
長期借入金(1年内返済予定含む)	1,742	1,693

公正価値の測定方法

・長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

- ① 公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2026年3月31日)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	11,432	—	1,592	13,025
合計	11,432	—	1,592	13,025

金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	277	277
合計	—	—	277	277

② 公正価値の測定方法

資本性金融商品のうち市場性のない有価証券については、ブラック・ショールズ・モデル、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

条件付対価については、業績の予想等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した将来支払額の現在価値により算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、販売先・サービス別の事業部を置き、事業部を統括する営業本部において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループでは、多種多様な製品及びサービスを提供しており、これらを「小売電力サービス」、「回線サービス」、「情報通信サービス」、「環境サービス」及び「蓄電池サービス」に分類しております。

これらのサービスラインから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益に含まれる変動対価等の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に含まれている重要な金融要素はありません。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		報告セグメント			
		ネットワークインフラ事業	法人ソリューション事業	その他事業	合計
主要なサービスライン	小売電力サービス	12,546	—	—	12,546
	回線サービス	2,702	—	—	2,702
	情報通信サービス	—	13,137	—	13,137
	環境サービス	—	1,222	—	1,222
	蓄電池サービス	—	—	1	1
	その他	957	1,012	—	1,969
合 計		16,206	15,371	1	31,579
顧客との契約から認識した収益		14,862	15,292	1	30,157
その他の源泉から認識した収益 (注)		1,343	79	—	1,422

(注) その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益877百万円、IAS第20号に基づく政府補助金545百万円です。

各サービスラインにおける履行義務の内容は次のとおりです。

① 小売電力サービス

小売電力サービスラインにおいては、電力の提供と維持管理を行うことを主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下のとおり識別し、収益を認識しております。

当社グループの履行義務は、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で充足されるものであります。そのため、毎月の検針により把握した顧客の電力使用量に基づき、顧客との契約で定める契約種別の料金を適用して算定した収益を認識するとともに、検針日から期末日までの収益については、電力調達量にロス率（送電時の損失率）を加味した顧客の電力使用量並びにエリア別及び契約グループ別の加重平均単価により算定した収益を認識しております。

当社グループは、当該履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

② 回線サービス

回線サービスラインにおいては、通信サービス契約を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下のとおり識別し、収益を認識しております。

当社グループの履行義務は、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、充足されるものであります。当社グループは、当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

③ 情報通信サービス

情報通信サービスラインにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、OA機器、ビジネスホン、ファイルサーバー・UTM等の情報通信機器の販売・施工・保守、並びにインターネットサービスの提供を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客または信販会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービス内容の区分可能性や顧客または信販会社への移転パターンに基づき主な履行義務を以下のとおり識別し、収益を認識しております。

当社グループの履行義務は、顧客にそのサービスを提供した時点で、信販会社においてはそのサービスの提供が信販会社で確認できた時点で充足されるものであります。当社グループは、当該履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、値引き、購入量に応じた割戻し等を控除しており、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。なお、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

④ 環境サービス

環境サービスラインにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、LED・エアコン等の環境省エネ商材の販売・施工・保守を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客または信販会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容の区分可能性や顧客または信販会社への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下のとおり識別し、収益を認識しております。

当社グループの履行義務は、顧客にそのサービスを提供した時点で、信販会社においてはそのサービスの提供が信販会社で認識できた時点で充足されるものであります。当社グループは、当該履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、値引き、購入量に応じた割戻し等を控除しており、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。なお、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

⑤ 蓄電池サービス

蓄電池サービスラインにおいては、蓄電池・太陽光パネル等の販売・施工の取次業務を行っております。このサービスでは、当社グループは代理人として、他の当事者に対し、蓄電池・太陽光パネル等の販売・施工が他の当事者によって提供されるように手配する履行義務を識別しております。

当社グループの履行義務は、他の当事者によって提供される財が当該他の当事者に納入された時点で充足されるものであります。当社グループは、当該履行義務の充足と交換に当社グループが権利を得ると見込む対価（報酬・手数料）を収益として認識しております。当社グループは、履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、値引き、取次量に応じた割戻し等を控除しており、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	5,578
売掛金	5,578
契約負債	164

(注) 契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの契約は、当初の予想契約期間が1年以内である契約及びサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約で構成されているため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

① 内訳

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約獲得のためのコスト	284
契約履行のためのコスト	0
合計	284

② 償却及び減損損失

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産について認識した償却及び減損損失は次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
償却	258
減損損失	—

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コストのうち、将来回収可能と見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上「契約コスト」に計上しております。

当社グループにおいて、契約獲得増分コストとして認識している資産は、主にストック商材獲得のための代理店等への手数料であります。当該資産は該当する財又はサービスが顧客へ移転するパターンに応じて償却を行っております。なお、資産として認識した契約コストについては、期末日及び各四半期末に回収可能性の検討を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,186円96銭
基本的1株当たり当期利益	217円35銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,865	流動負債	2,755
現金及び預金	10,899	買掛金	658
商品	1,411	短期借入金	800
貯蔵品	29	1年内返済予定の長期借入金	483
前払費用	0	未払金	377
前払費	0	未払費用	15
関係会社未収入金	64	未払法人税等	17
未収入金	42	預り金	294
預け金	324	前受収益	0
貸倒引当金	1,932	賞与引当金	22
固定資産	171	その他	84
(有形固定資産)	△11	固定負債	3,677
建物	14,066	長期借入金	2,956
工具、器具及び備品	16	繰延税金負債	297
(無形固定資産)	5	その他	423
ソフトウェア	10	負債合計	6,433
その他	14	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	0	株主資本	21,709
投資有価証券	14,035	資本剰余金	1,344
関係会社株	10,191	資本準備金	1,231
長期貸付金	1,388	利益剰余金	1,231
関係会社長期貸付金	7	利益準備金	19,858
差入保証金	1,933	その他利益剰余金	24
貸倒引当金	450	繰越利益剰余金	19,833
	71	繰越利益剰余金	19,833
	△6	自己株式	△725
		評価・換算差額等	739
		その他有価証券評価差額金	739
		新株予約権	49
資産合計	28,931	純資産合計	22,498
		負債及び純資産合計	28,931

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,836
営業収益		
関係会社受取配当金	3,900	
業務受託手数料	924	4,824
売上高及び営業収益合計		15,661
売上原価		6,303
売上総利益		9,357
販売費及び一般管理費		3,468
営業費用		571
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		4,039
営業利益		5,317
営業外収益		
受取利息及び配当金	328	
受取の家賃	14	
その他の費用	1	344
営業外費用		
支払利息	71	
支払手数料	20	
貸入原価	10	
その他の	0	102
経常利益		5,559
特別利益		
関係会社株式売却益	73	
投資有価証券売却益	7	80
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税引前当期純利益		5,634
法人税、住民税及び事業税	508	
法人税等調整額	30	539
当期純利益		5,095

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（ 2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰 越 利益剰余金			
2025年4月1日残高	1,344	1,231	1,231	24	16,722	16,747	△725	18,598
事業年度中の変動額								
会社分割による減少					△349	△349		△349
剰 余 金 の 配 当					△1,635	△1,635		△1,635
当 期 純 利 益					5,095	5,095		5,095
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,111	3,111	△0	3,111
2026年3月31日残高	1,344	1,231	1,231	24	19,833	19,858	△725	21,709

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2025 年 4 月 1 日 残 高	1,566	1,566	47	20,211
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
会社分割による減少				△349
剰 余 金 の 配 当				△1,635
当 期 純 利 益				5,095
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	△826	△826	2	△824
事業年度中の変動額合計	△826	△826	2	2,286
2026 年 3 月 31 日 残 高	739	739	49	22,498

（注） 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び	移動平均法による原価法
関連会社株式	
その他有価証券	
市場価格のない	時価法
株式等以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない	移動平均法による原価法
株式等	

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	月次総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法に基づく原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は、建物の8年～18年であります。
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
投資不動産	定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に卸売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

信販会社に対する取次業務受託に係る収益は、信販会社との業務提携契約に基づいて取次対象となる財又はサービスを利用顧客に提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当該財又はサービスの利用顧客への提供が信販会社で確認できた時点で収益を認識しております。

関係会社からの受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

業務受託手数料は、主に関係会社等の経営管理・経営指導にかかる手数料収入であり、関係会社等との業務委託契約（口頭合意を含む）に基づいて、経営管理・経営指導のサービスを提供する履行義務を負っております。当該業務委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な会計上の見積り

株式会社エフエネに対する貸付金の回収可能性

当社は、連結子会社である株式会社エフエネ（以下「エフエネ」という。）に対して 2026 年 3 月末時点で 1,630 百万円の長期貸付金を有しています。

当社は当該貸付金に対してエフエネの機関決定された事業計画に基づく見積り将来キャッシュ・フローの見込みから個別に回収可能性を検討することで貸倒引当金の見積りを行っており、当事業年度末の引当金残高はゼロとなっています。

エフエネから得られる将来キャッシュ・フローの見込みは、同社の事業計画に含まれる新規獲得件数、解約率、1 件当たり売上高、1 件当たり原価等の仮定に基づいて測定しております。

これらの仮定は、エフエネが属する産業の将来の経営環境の予測を含めた事業に対する理解、業界に関する知識に基づく経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 追加情報

連結注記表「追加情報（株式交換契約の締結）」に記載の内容と同一であるため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 34百万円

.....

投資不動産の減価償却累計額 58百万円

.....

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権 103百万円

.....

短期金銭債務 305百万円

.....

長期金銭債務 1,917百万円

.....

(3) 保証債務

LEDレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

株式会社エフティコミュニケーションズ	2百万円
株式会社サポータス・システム・ソリューションズ	2百万円
日本通信機器株式会社	0百万円
日本メディアシステム株式会社	0百万円
株式会社東名	0百万円
その他	0百万円
合計額	6百万円

(4) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越契約に係る借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,300百万円
借入実行残高	800百万円
差引額	500百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売 上 高	138百万円
営 業 収 益	418百万円
仕 入 高	236百万円
営 業 費 用	1百万円
販売費及び一般管理費	98百万円
営業取引以外の取引	
受 取 利 息	34百万円
受 取 家 賃	8百万円
支 払 利 息	42百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自 己 株 式				
普 通 株 式	613,023	170	—	613,193
合 計	613,023	170	—	613,193

(注) 自己株式の増加は、買取請求に応じた単元未満株式の取得によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	7百万円
貸倒引当金	16百万円
未払事業税	4百万円
減損損失	12百万円
投資有価証券評価損	9百万円
関係会社株式	387百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	473百万円
評価性引当額	△429百万円
繰延税金資産合計	43百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△340百万円
繰延税金負債合計	△340百万円
繰延税金負債の純額	△297百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
子会社	㈱エフエネ	東京都 中央区	30	電力の 販売	(所有) 直接 100.0%	—	資金の 貸付 (注1)	資金の 回収	1,500	関係会社 長期貸付金	1,630
								利息の 受取	27	—	—
子会社	㈱アイエフネ ット	東京都 中央区	100	インターネ ット接続仲 介業	(所有) 直接 100.0%	—	資金の 貸付 (注1)	資金の 回収	551	関係会社 長期貸付金	—
								利息の 受取	3	—	—
子会社	㈱F Tコミュ ニケーション ズ	東京都 中央区	10	通信機器の 卸売	(所有) 直接 100.0%	—	資金の 借入 (注1)	資金の 借入	2,000	関係会社 長期借入金	1,917
								資金の 返済	2,800		
								利息の 支払	40	—	—
子会社	㈱アイエフネ ット	東京都 中央区	100	インターネ ット接続仲 介業	(所有) 直接 100.0%	—	資金の 借入 (注1)	資金の 借入	348	関係会社 長期借入金	—
								資金の 返済	350		
								利息の 支払	1	—	—
子会社	㈱F Tコミュ ニケーション ズ	東京都 中央区	10	通信機器の 卸売	(所有) 直接 100.0%	—	吸収分割承 継会社	事業の 譲渡 (注2)	2,069	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 相互極度貸付契約を締結しており、金利その他の取引条件は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 当社は、2026年2月1日付で、当社のLED販売事業等に関して有する資産及び負債を、吸収分割により株式会社F Tコミュニケーションズへ承継しております。なお、本会社分割に際して株式その他の対価の交付は行っておりません。取引金額は承継した純資産額（資産2,776百万円、負債707百万円）の帳簿価額によっております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事 業 の 内 容 また は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
親会社の子 会社	㈱アイ・イ ーグループ	東京都 豊島区	101	オフィス・ オートメ ーション 機器販売	—	—	商品 仕入先	商品の 仕入 (注)	83	買掛金	6
								差入保証金		342	
								販売奨励金 の受取 (注)	21	未収入金	1

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当する取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

755円10銭

1株当たり当期純利益

171円40銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書		2026年 5 月 22 日
株式会社エフティグループ		
取 締 役 会	御 中	
三 優 監 査 法 人		
東京事務所		
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鳥 井 仁
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 寛
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフティグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エフティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 強調事項 追加情報に記載されているとおり、会社は2026年3月31日開催の取締役会において、株式会社光通信を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。 その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる		

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書		2026年 5 月 22 日	
株式会社エフティグループ 取締役会		御 中	
		三 優 監 査 法 人	
		東京事務所	
		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 鳥 井 仁
		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 寛
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフティグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
強調事項			
追加情報に記載されているとおり、会社は2026年3月31日開催の取締役会において、株式会社光通信を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。			
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
計算書類等の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。			
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。			

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社エフティグループ 監査等委員会

監査等委員 大 嶋 敏 也 ㊞

監査等委員 小 形 聰 ㊞

監査等委員 山 下 幸一郎 ㊞

(注) 監査等委員小形聰及び山下幸一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。